

大阪市告示第535号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年4月5日

大阪市長 横山英幸

| 路線名 | 区間 | 供用開始の期日 |
|-------------------|--|---------|
| 南坂町2号線 | 中央区難波千日前1522番の11地から 同区同 1522番の11地まで | 告示の日 |
| 南坂町3号線 | 中央区難波千日前1522番の12地から 同区同 1522番の12地まで | 告示の日 |
| 淀川区 第2024-01号線 | 淀川区加島3丁目406番地から 同区同 110番の3地まで | 告示の日 |

| | | |
|-------------------|--------------------------------------|------|
| 淀川区 第2024-02号線 | 淀川区加島3丁目112番の1地から 同区同 405番地まで | 告示の日 |
| 旭区第2238号線 | 城東区成育5丁目69番の27地から 同区同 69番の27地まで | 告示の日 |
| 住之江区第356号線 | 住之江区浜口西1丁目471番の6地から 同区同 471番の6地まで | 告示の日 |

(建設局総務部管財課)